

新たな化学物質管理規制 に関する説明会

令和7年10月20日・30日

北見労働基準監督署

改正の背景

- 化学物質に起因した労働災害発生件数の高止まり
- 小規模事業場における対策の遅れ
- 化学物質管理の国際的な潮流からの遅れ

GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）により、危険有害性を示す全ての化学物質について、ラベル表示やSDS（安全データシート）を交付することが国際ルールとなっている。



特化則、有機則等の特別規則を基本とした化学物質管理の限界

化学物質に関連する労働災害の発生状況

事故の型	年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	有害物等との接触		365	(12)	393	(17)	369	(5)	409	(10)	397	(11)	404	(10)	430	(8)	408	(10)	442	(2)	463	(3)
	爆発		60	(4)	34	(2)	32	(3)	39	(1)	39	(5)	35	(1)	34	(2)	34	(1)	34	(5)	49	(4)
	火災		50	(0)	41	(4)	56	(2)	30	(1)	41	(4)	95	(37)	34	(1)	30	(8)	36	(0)	30	(1)
	合 計		475	(16)	468	(23)	457	(10)	478	(12)	477	(20)	534	(48)	498	(11)	472	(19)	512	(7)	542	(8)

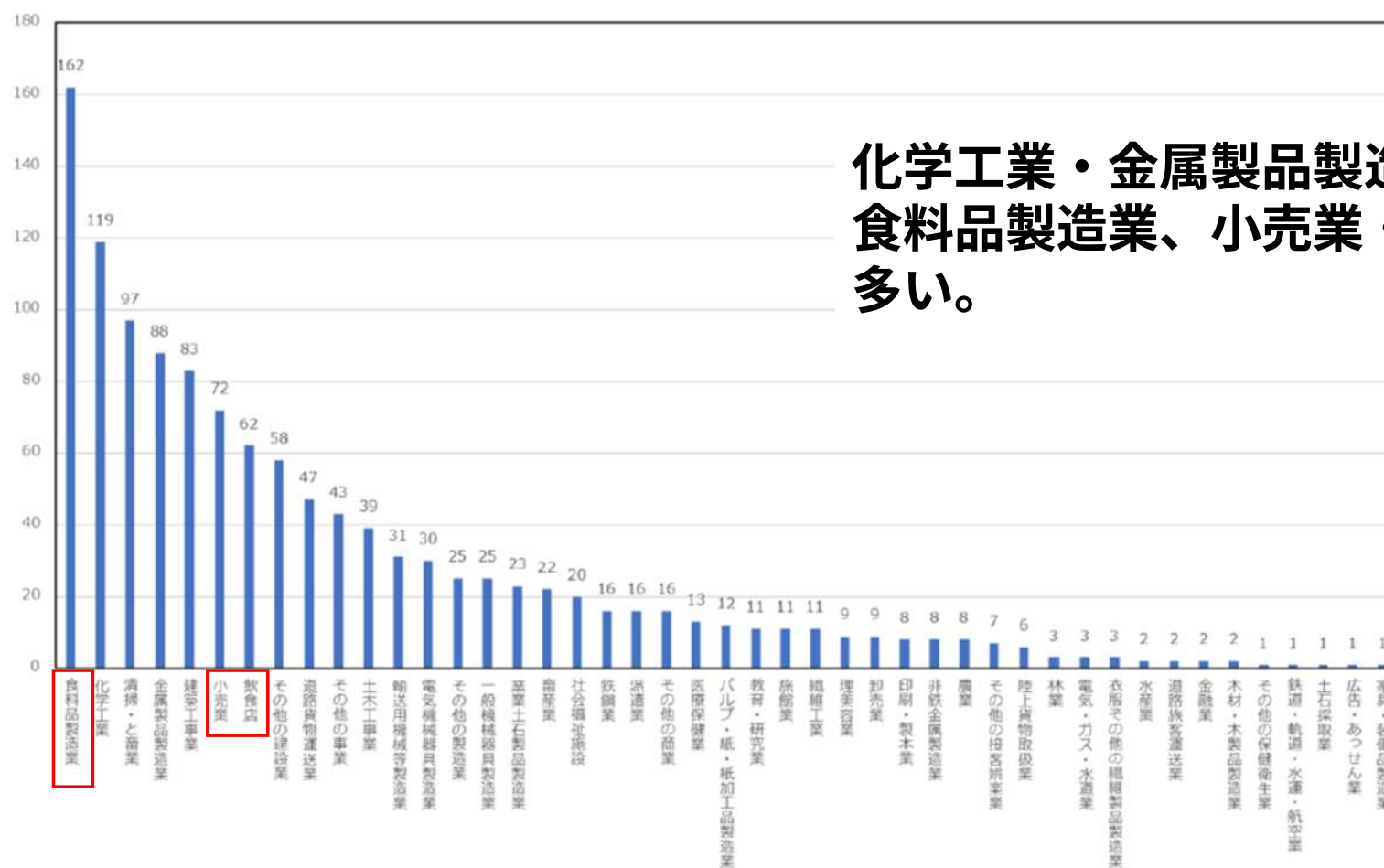
出典：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」

化学物質に関連の強い労働災害（事故の型：有害物等との接触、爆発、火災）は、年間500件前後で推移しており、減少はみられない。

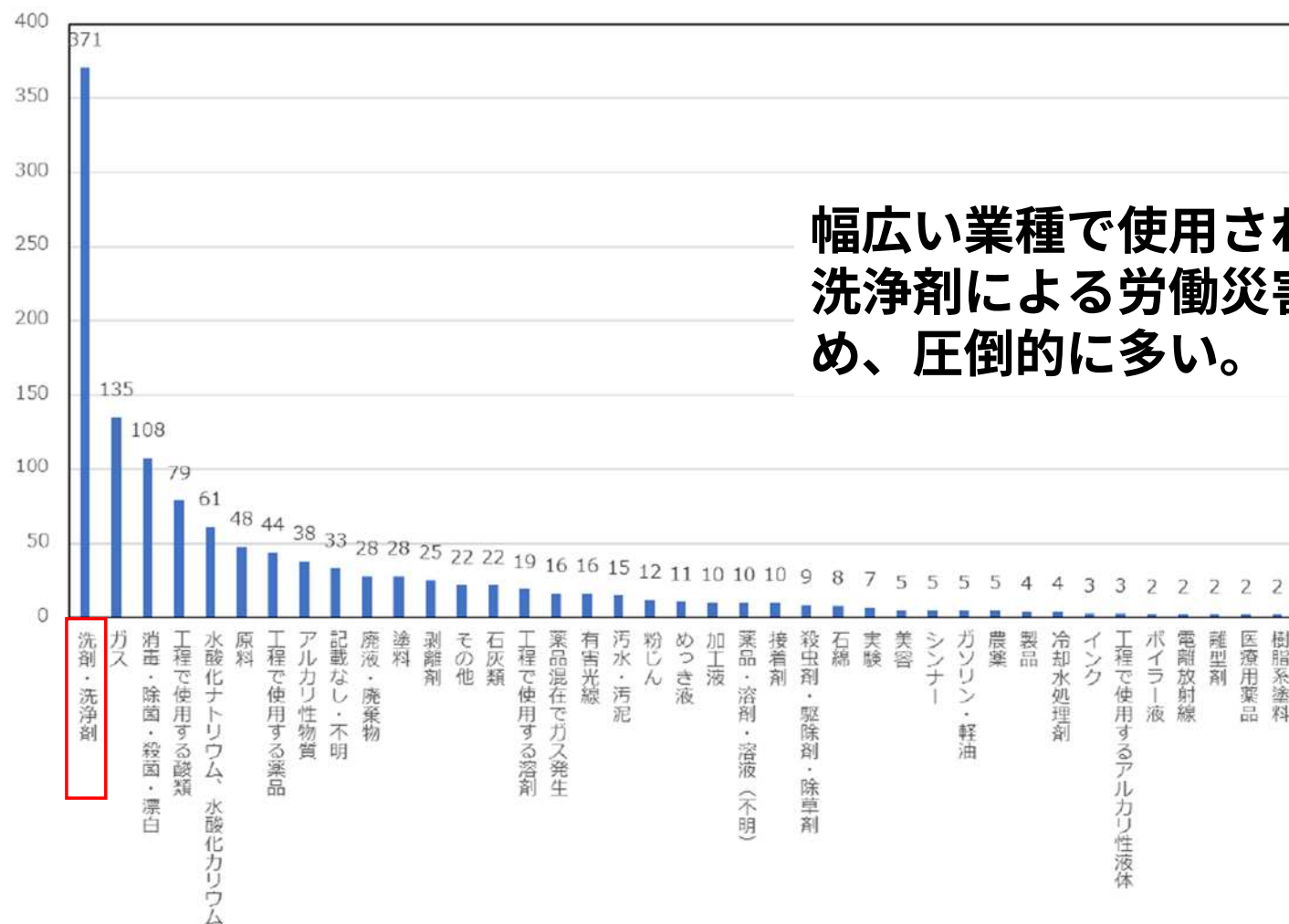
特別規則（特化則、有機則等）対象物質以外の化学物質による労働災害が8割を占める。

有害物等との接触による労働災害

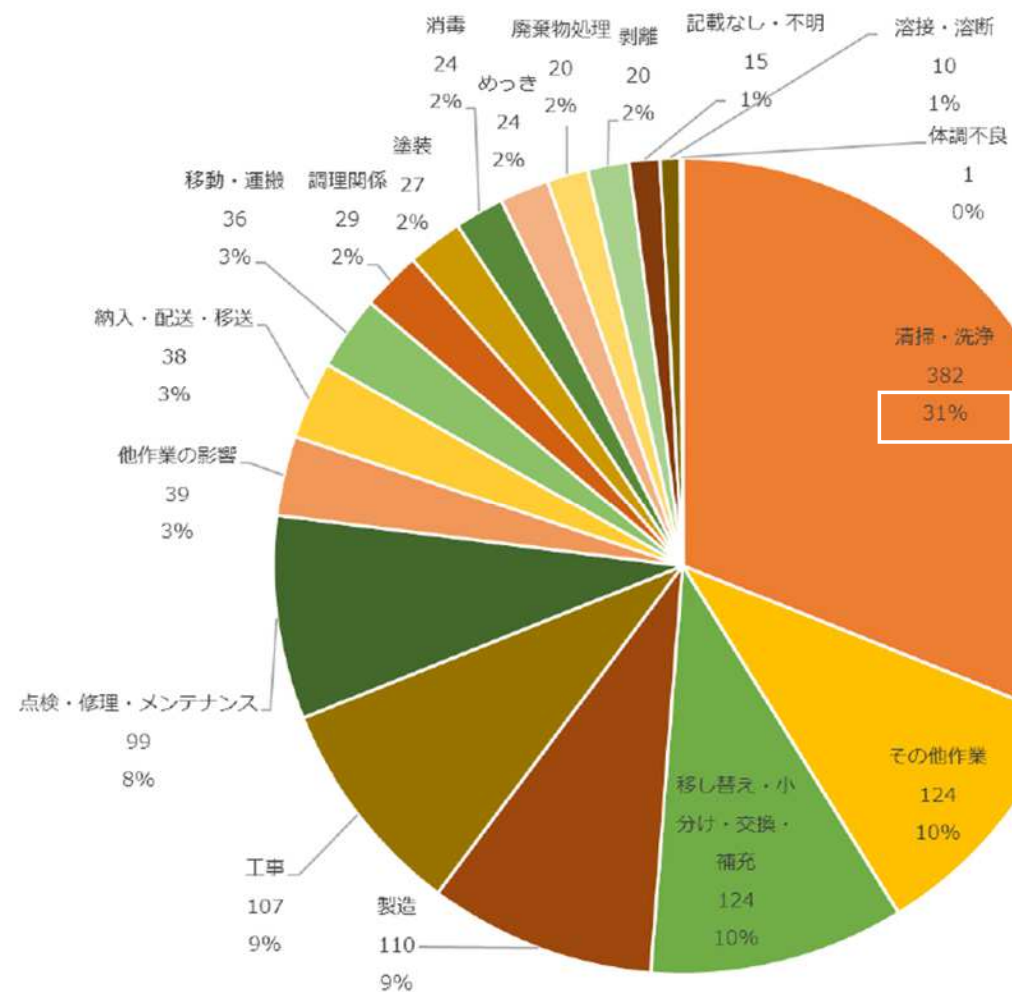
(1) 業種別発生状況



(2) 製品等別発生状況



(3) 作業別発生状況



製造作業中が1割であるの
に対し、清掃・洗浄作業中
が約3割

災害事例

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
飲食店	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		トイレの清掃をするため塩素系漂白剤(成分：次亜塩素酸ナトリウム等、液状、塩基性)をトイレの床にまき、その上に酸性洗剤をまいて水をかけ、清掃を始めたところ「塩素ガス中毒」になった。
飲料製造業	水酸化ナトリウム (未規制物質)		機械の洗浄作業のため、水酸化ナトリウムを使用したところ突沸した水酸化ナトリウムを浴び、熱症及び薬傷をおった。
ビルメンテナンス業	フッ化水素 (第2類物質)		トイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤（フッ化水素含有）を使用していたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

改正の概要①

法律順守型から自律的な管理へ

改正前：法律順守型

限られた数の特定の化学物質に対して
特別則で個別具体的な規制を行う方式



特別則で未規制の物質を主眼として

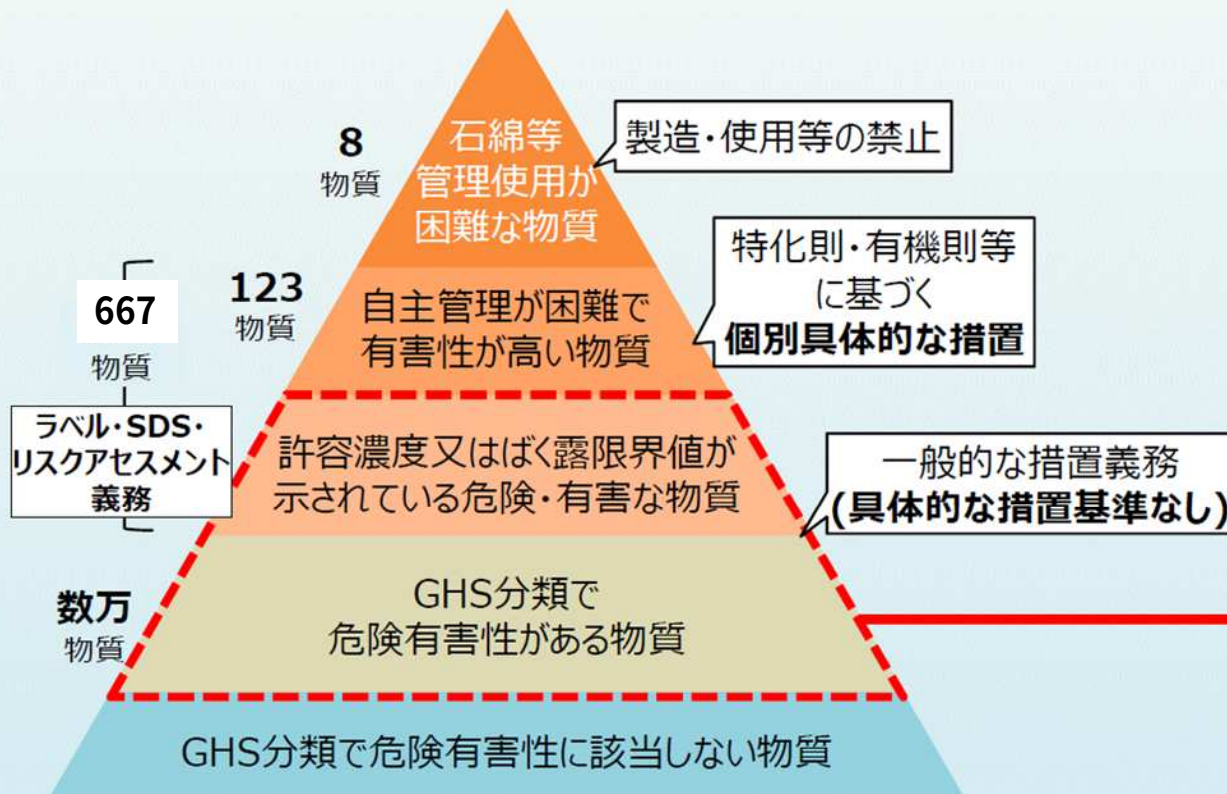
改正後：自律的な管理体制

危険性・有害性が確認されたすべての物質を対象として、以下を事業者を求める

- ・危険性・有害性の情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止対策を自ら選択して実行すること
- ・化学物質管理に関する事業場内の体制整備

改正の概要②

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



○リスクアセスメント対象物

リスクアセスメント対象物は、GHS分類された結果、ラベル表示やSDSの交付、リスクアセスメントの実施が義務である対象物質のことです。

○GHS分類

GHSとは、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)の略語です。2003年に国連で採択され、世界的に統一されたものです。

○ラベル表示

ラベルは、化学物質の危険有害性や取扱い上の注意事項等の情報を、わかりやすく絵やシンボルを活用して、直接労働者に伝えるツールです。絵表示は、ピクトグラムで示され、9種類あります。

○SDS

SDSとは、安全データシート (Safety Data Sheet) の略語であり、事業者が化学物質および化学物質を含んだ製品を、他の事業者に譲渡または提供する際に交付する化学物質の危険性と有害性の情報を記載した文書のことです。

■義務となっているもの

- リスクアセスメント対象物質に該当する下記の化学物質及びそれを含有する混合物は、下記の法律によりラベル表示、SDS交付が義務となっています。
- 労働安全衛生法施行令別表第3第1号で定める製造許可物質
- 労働安全衛生法施行令別表第9で定める表示・通知義務対象物質
- 上記物質を含有する混合物（裾切値あり）

■努力義務となっているもの

- 労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15に基づき、表示義務または文書交付義務対象物質以外の危険有害性を有するすべての化学物質、及びそれを含有する混合物についても、ラベル表示及びSDS交付が努力義務とされています。ただし一般消費者の生活の用に供するための製品は除外されます。なお、今後はラベル表示やSDS交付が義務となるリスクアセスメント対象物質が大幅に増加し、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての物質が順次追加される予定です。そのため、随時確認する必要があります。

リスクアセスメント対象物は法令改正前の674物質から令和8年(2026年)には2,300種類程度まで増えることが予定されているんだ! 令和9年(2027年)以降もさらに追加され、危険性・有害性が確認された物質は全て規制の対象になる予定だよ。



世の中にある
化学物質の数

70,000
種類以上※



※安衛法名称が公表されている化学物質の数として

法令改正前のリスクアセスメント対象物の数

674物質



令和8年(2026年)4月時点で
予定されているリスクアセスメント対象物の数

約**2,300**種類



労働安全衛生法の体系（化学物質による健康障害防止の関係）

20

労働安全衛生法

法（元々は労働基準法の一部）

労働安全衛生法施行令

政令（法律の施行に必要な具体化）

労働安全衛生規則

省令（法律の施行に必要な具体化）

有機溶剤中毒予防規則

特定化学物質障害予防規則

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

石綿障害予防規則

特別規則：特定の化学物質（群）を対象とした省令

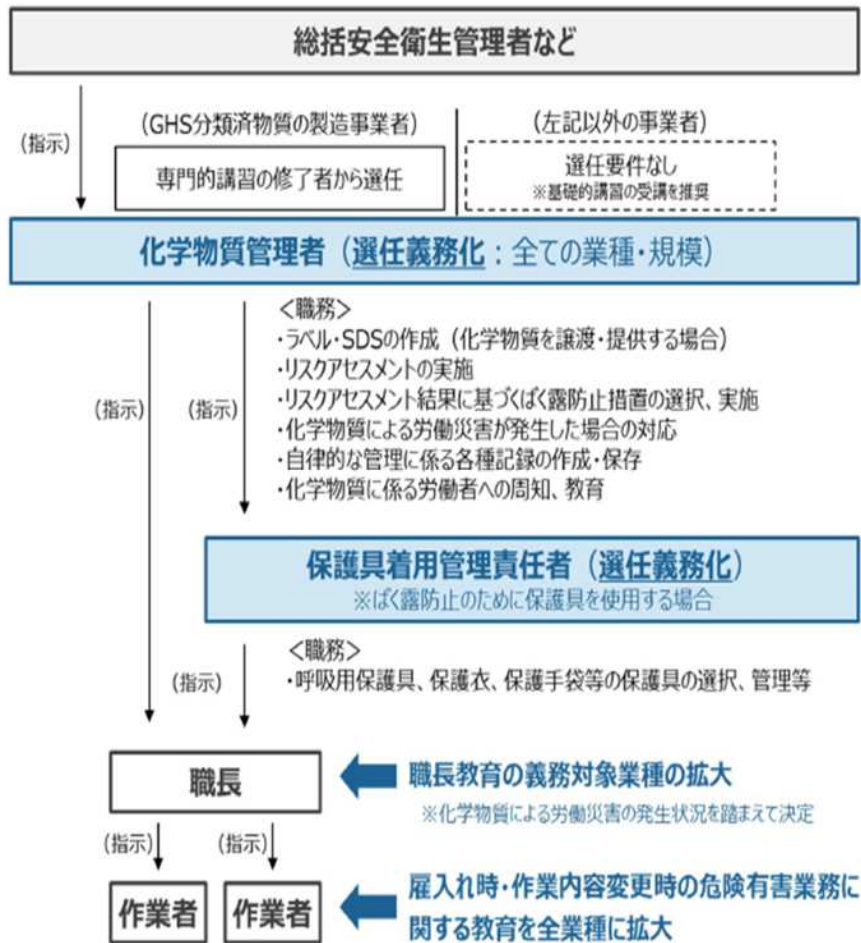
労働安全衛生規則の規定と特別規則が競合する部分については、**特別規則の規定が優先**する。特別規則に規定されていない事項については、当然、労働安全衛生規則が適用される。

Q4-1.リスクアセスメント対象物を含む化学品でも、一般消費者用に販売されているものは、リスクアセスメントをしなくても良いか。

A.

リスクアセスメントはSDS交付の義務対象である通知対象物に対して課せられています（安衛法第57条の3第1項）。そのため、SDS交付の義務から除外される「主として一般消費者の生活の用に供されるための製品」については、リスクアセスメントの実施対象からも除外されます。ただし、業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は、スーパーやホームセンター、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても上記除外には該当しないため、SDS交付義務の対象であり、リスクアセスメントの対象となります。

自律的な化学物質管理のための管理体制等



化学物質管理者の選任義務

- ・ **リスクアセスメント対象物を扱うすべての事業場**で、化学物質の管理に係る技術的事項管理するものとして、**化学物質管理者を選任**する必要がある

保護具着用管理責任者の選任義務

- ・ ばく露防止措置の方法として、保護具の使用を選択する場合は、**保護具の選択、管理 (保管、交換等) 等を行う責任者として、保護具着用管理責任者を選任**する必要がある。

衛生委員会の付議事項

- ・ **衛生委員会の付議事項**として、ばく露低減措置や、健康診断の結果及び結果に基づく措置等の、**化学物質の自律的な管理の実施状況に関する調査審議**を行わなければならない

1. 化学物質管理者とは 選任が必要な事業場

化学物質管理者は、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い又は譲渡提供をする全ての事業場で選任しなければなりません。また、リスクアセスメント対象物は順次追加されていくため、現時点では化学物質管理者の選任は不要でも、新しい化学物質を使用する際やリスクアセスメント対象物が増えたときは改めて確認する必要があります。

選任要件

化学物質を製造している事業場は、①化学物質管理者講習(2日間)を修了した者から選任してください。

化学物質を取り扱っている事業場は、『化学物質管理者の業務を担当するために必要な能力を有するもの』の中から事業場の裁量により選任してください。なお、関係通達では、化学物質管理者講習(1日間)を受講することを推奨しています。

2. 保護具着用管理責任者とは 選任が必要な条件

リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる必要があると判断した事業場で選任しなければなりません。また、選任する人数は事業場の状況に合わせて検討することが可能です。

選任要件

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することが定められております。以下、主な者を掲載します。

衛生管理者(第一種衛生管理者免許者、衛生工学衛生管理者免許者)

有機溶剤や特定化学物質等の作業主任者技能講習修了者

安全衛生推進者に係る講習修了者 等

なお、通達により、上記に該当する者であっても、保護具着用管理責任者講習を受講することが推奨されております。

講習会について

化学物質管理者や保護具着用管理責任者の講習は、中央労働災害防止協会北海道サービスセンター(011-512-2031)が全道各地(北見市を含む)で講習を行っている他、保護具着用管理責任者をPEO北海道教習所(石狩等)が開催しています。また、Webにより全国で受付している実施期間もあります。

リスクアセスメントに関する情報検索

●職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>)



◇業種別のリスクアセスメントシート

◇CREATE－SIMPLE（クリエイト・シンプル）

簡易なリスクアセスメント支援ツール

◇化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）

◇検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック

◇爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール